

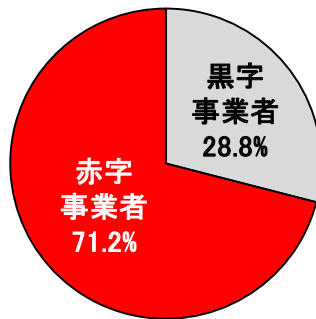
都道府県の条例で定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置 (自動車税(環境性能割))

地域住民の日常生活に不可欠な足としてバス路線を維持し、公共的使命を果たすとともに、高齢者や障害者を含め、誰でも利用しやすい公共交通機関としての役割の維持や環境にやさしい交通体系の構築を促進するためには、老朽化した乗合バス車両の早期代替が重要である。

輸送人員の減少・営業収入の低迷 等
⇒ バス事業者の経営は厳しい状況

乗合バス事業者の収支状況

乗合バス事業者の7割強が赤字事業者となっている。



※平成30年度



車両
代替
を促進



(減税イメージ)

取得価格1,880万円の場合
自動車税(環境性能割) 約37万円の減税
(取得価格1,880万円×2%(税率【事業用】)=約37万円)

路線維持

バリアフリー化

環境性能向上

特例措置の概要

地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を確保・維持・改善するため、都道府県の条例で定める路線(住民生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているもの)の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車税(環境性能割)については、令和5年3月31日まで非課税措置とする。

都道府県別 条例制定状況

47都道府県中、40道府県が条例を制定

都道府県	制定	都道府県	制定	都道府県	制定	都道府県	制定
北海道	○	東京都	—	滋賀県	○	香川県	○
青森県	○	神奈川県	—	京都府	○	愛媛県	○
岩手県	○	新潟県	—	大阪府	—	高知県	○
宮城県	○	富山県	○	兵庫県	○	福岡県	○
秋田県	○	石川県	○	奈良県	○	佐賀県	○
山形県	○	福井県	○	和歌山県	○	長崎県	○
福島県	○	山梨県	○	鳥取県	○	熊本県	○
茨城県	—	長野県	○	島根県	○	大分県	○
栃木県	—	岐阜県	○	岡山県	○	宮崎県	○
群馬県	○	静岡県	○	広島県	○	鹿児島県	○
埼玉県	○	愛知県	○	山口県	○	沖縄県	○
千葉県	—	三重県	○	徳島県	○		